

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 保健予防課
------	-------------

事案番号	11912
実施事案名	第2次松山市自殺対策基本計画（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>我が国の自殺対策については、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、国を挙げて自殺対策が推進された結果、自殺者数は年々減少傾向にありますが、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態が続いています。</p> <p>松山市でも、平成27年3月に策定した松山市自殺対策基本計画に基づき自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向にありますが、依然として尊い命が自殺によって失われています。</p> <p>こうした背景を基に、松山市自殺対策基本計画の終期を迎えるため、計画の評価・改善を行うとともに、国で示された新たな基本方針等と整合性を図り、「第2次松山市自殺対策基本計画」を策定するに至りました。</p> <p>本計画でも引き続き、松山市で暮らす市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、自殺対策の担い手として寄り添い、共に支え合いながら、「誰もが健康で自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり」を目指します。</p>
策定根拠となる法令等	<p>自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第3条第2項</p> <p>自殺総合対策大綱（平成19年6月）第3-5</p> <p>松山市自殺対策基本条例（平成24年条例第48号）第8条</p>
政策等の案の関係資料	<p>第2次松山市自殺対策基本計画（案）</p> <p>第2次松山市自殺対策基本計画（案）概要版</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和2年1月31日（金）
------------	--------------